

ているだけである。そして、伊方沖断層の規模も、動いた場合の本件敷地への地震動（加速度）についても全く評価していない。

しかし、伊方沖断層を活断層と判断すると、法廷での証言や証拠が示すとおり、申請者が、2号炉敷地で、将来にわたっても、これが最大の地震動とした186ガルを超えるのはもちろん、安全上重要なAクラスの施設に対して「設計では200ガル」とした設計地震動を「大きく超える地震動」が発生する。

今年2月の法廷で垣見証人は、伊方3号炉の審査を持ち出し、伊方沖断層が動けば「473ガルになる」と証言するに至った。これは、申請者が、本件2号炉敷地で、マグニチュードに安全余裕を加えた上で、「これが将来オにわたっても敷地で最大の地震動」として決定した「186ガル」に比べて、2.5倍も大きい地震動である。

原子炉敷地の目前に実際に存在する活断層について、敷地へどれだけの地震動が来るかを申請書で示すことをしなかったこと、及び、過去の地震だけを資料に用いて、結果的に、目の前にある活断層から発生するとみなされている地震動の半分以下の数値しか、設計地震動に採用していないことが、審査で「妥当」と判断されるのなら、それは、誰が考えても、まともな審査とは言えない。しかし、本件審査会は、これを「妥当」とし、原子力安全委員会に報告したのである。

被告らは、本件審査の正当性と、原告の指摘に対して、審査の内容と証拠によって反論立証すべきであるのに、なんと、本件審査から9年も後に行った3号炉審査の結果や審査

の内容で、本件2号炉審査の誤りを取り繕うとしている。そして「本件審査は確かにまずかったかもしれないが、ずっと後には、少しはましの審査や見直しをやっているのだから、2号炉審査はペケだなどという厳しい見方はせずに、なんとか、お目こぼしを」という本音で、裁判所にすがりつこうとしている。

原告は、以下の各章において、右の原告指摘の事項について、原告提出の地震関連書面、及び証拠、申請者の申請内容と、被告の主張と証拠、垣見証人の証言、などを基に、本件審査と被告の許可処分の誤りを主張する。

（以下次号に続く）

会計報告('98.8/1~8/31)

収入

会費	24,000
ニュース講読料	24,750
カンパ	5,000
コピー代	5,020
計	58,770

支出

ニュース印刷代	23,850
郵送料	8,620
振替手数料	1,680
資料費	5,969
計	40,119

差引

積立金合計	1,848,902
-------	-----------

伊方訴訟ニュース 第301号 1998年9月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06-363-2112 口座 00930-0-48780

「愛媛の活断層と防災を学ぶ会」学習会 「四国西部では中央構造線の活動性は低い」との迷信崩壊(続)

前号に続いて、「愛媛の活断層と防災を学ぶ会」が、7月5日に松山市で開いた学習会での愛媛大学理学部小松正幸教授の報告の後半部を紹介しておきます。

原発さよならえひめネットワーク
佐々木 徹

小松教授の報告概要

⑧伊予断層はこれまで、12Kmの断層と考えられていたが、単位変異量が1.5m以上で、地震規模が7.0と想定されることから、断層の長さは20Km前後となり、伊予断層は海へか、もしくは東の断層とつながっている可能性が非常に高い。

⑨伊予断層と川上断層との間の松山平野東部は断層のギャップであったが、広島大学がトレント調査し、重信断層と命名して、現在イベントの発生時期、再来周期を特定中である。日本地理学会での発表要旨では、新たに約6Kmの活断層を認め、最新活動時期はかなり新しいとされ、断層の平均変異速度のうち垂直成分は0.1~1mm/年程度と推測されている。

伊予断層の東端部は、むしろ川上断層-北方断層-重信断層の西側末端に至る圧縮性バリアに相当する可能性も高く、伊予断層の陸

上延長は約12Kmとなる。

⑩伊予断層の海域への連続性の問題では、垂直変異やズレなどから推測すると、上灘沖12Km区間の活断層の活動スタイルと方向は伊予断層とよく似ている。

高野川で、上灘沖の活断層とズレているが、我々が本筋であろうとする断層は、認識が誤っているかもしれない。幅をもたせて考えると、一本として捉えることができる。ただ活動履歴が海域部と陸上部とで異なるので、もっと詳しい調査がいる。

⑪活断層の調査の予算は限られており、いろんな注文がつけられ、すでに分かっている

2号炉第64回公判

9月18日(水)午後1時半から

松山地裁大法廷

結審準備のための主張の整理として、原告住民側が前回に提出した準備書面の内容に、さらに追加の主張を補充した書面を提出し、それに対して国側が前回留保した反論を、どのようなかたちで行っていくかを明らかにする予定。国側の逃亡を許さないよう、原告・支援者が一体となって監視しよう。

地域より新しい場所を、ということで、伊予灘沖などは、すでに分かっている所とされ、今回の県の活断層調査では難しい。

⑫ただ、伊予断層の長さを陸上部だけの12 Kmとするには無理がある。川上断層から海域部への連続性を考慮すると、とてもなく大規模な断層となる。したがって、海域部との連続性は非常に重要な問題となってきているし、いすれば、チャンと調べねばならない課題として、我々も主張していかねばならない。

以上が小松先生の講演要旨であるが、いずれにしろ、活断層の活動区域の確定、あるいは隣り合う断層の関連性は難題である。また実際に起きる地震では、活断層がどのように影響し、地震動がどのように地表に伝播していくのか、などの難しい問題もあり、改めて、「原子炉立地審査指針」の「原則的立地条件第1項」に書かれている下記の思考の健全性を認識した次第である。

「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんあるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また災害を拡大するような事象も少ないと。」

垣見証人住民側再尋問

—2号炉第63回公判（1998年2月4日）—
(その5)

「地震の予知」は可能か？

原告 最後に。前回の被告の反対尋問で垣見さんは、「現在の知見に照らしても、敷地前面海域の活断層は、本件原子炉の耐震安全性に影響を与えるものではなく、本件原子炉

の耐震安全性は十分確保されていることになるんでしょうか」という和田さん（国側代理人）の質問に対して、「はい、そのように私も判断しております」と言ってますね？

垣見 はい。

原告 現在の知見とは、いろんな学問的なことを言われているのか？

垣見 いえ、岡村先生たちの調査データを言っているわけです。

原告 それだけですか？

垣見 違うなら和田先生に聞いてほしい。

原告 そしたら聞きますが、今の地震、地震の学問で、地震がくることを予測された事例はありますか？

垣見 地震の予知ですか？

原告 そうです。

垣見 非常に好運な例として予知されたのもないわけではないが、一般的には予知された地震は非常にまれである。

原告 今、国をあげてどうするかと言っている東海地震は予知可能ですか？

垣見 私個人としては可能だと思っているが、そうでないという方もおられます。

「安全審査では、沖合活断層の活動性の判断を誤っていた」

原告（近藤） これまで一応、証言としてお尋ねしたが、その結果分かったことは、本件審査、並びに、本件審査に関わった証人の証言では、断層の距離が20 Kmであっても、25 Kmであっても、46 Km、さらに70 Kmであっても、みんな473ガルの中に収まってしまう。そういう安全審査をやっているということですね、結論的に言えば。

垣見 結果論としては、そうなりますね。

原告 それから、本件審査では、3号炉が

どうのこうのと言われたんですが、1号、2号、3号、そして今度の通産省の見直しの時期まで、本件の原発の前にある活断層は、その活動度を一切把握されてなかった、そういう事実が明らかになっていると。

つまりあなた方は、実際には本件敷地の前にある活断層について正確に把握していないのに、あと、断層モデルがどうだとか、いろんなものを見たとか言っておられる。これは間違いないですね。

垣見 1万年以降活動していないという判断は、どうも間違っていると思います。

以下は国側の「再々尋問」の内容

証人は「判断は間違っている」と言ったが

国側代理人（和田） 今、証人が最後に言われましたが、1万年以降は活動していなかったという判断は間違っていたとおっしゃったんですか？

垣見 はい。岡村先生方の調査記録を見ますと、1万年以降活動したということが認められるという意味で、1万年以降活動していなかったという判断は誤りであったかなと思っています。

国側代理人（谷） ある断層がA級の活断層かどうかと言うためには、その平均変異量を知る必要があるということですね？

垣見 はい、平均変異量を知る必要がある。

谷 で、本件の断層の場合は、横ずれ方向の平均変異速度を知る必要があると、そういうことですね。

垣見 はい。

谷 で、今現在の時点において、この断層の横ずれの平均変異速度を適切に知るための資料なりデータというのは、あるんでしょう

か？

垣見 敷地の沖では、先程言いましたように、音波探査、あるいはソノプローブという方法では困難だというふうに思います。陸上の場合ですね、いろんな手法で横ずれの量を確認できる方法はあります。

谷 海底では、今のところはないということですか？

垣見 今のところですね、非常に難しいと思います。

谷 それから断層モデルですね、46 Km動いたとき、それから25 Km動いたときという話で、随分聞かれておりますけれども、25 Km動いて敷地前面で止まったときが最大になるというお話ですね。

垣見 はい。

谷 これは地震全体のエネルギーの話ををしておられるんでしょうか？

垣見 敷地に与える地震動を言っておりまして、地震全体のエネルギーは、当然、46 Kmのほうが25 Kmよりも大きいわけです。ただ、敷地のある地点に与える地震動の大きさは、いろんなケースがあるということで。

谷 あくまでも伊方のサイトが、その地震でどのような影響を受けるかと、そういうような観点の計算をしておられると、そういうことです。

垣見 はい、そういうことです。

和田 先程の活動度の点なんですけれども、前回私のほうで、こういった質問をしております。調書10頁の裏ですが、岡村先生のデータに関連して、「活動度については厳密に求めがたいということになるんでしょうか」という質問をしまして、それに対して証人が「そうですね。岡村先生のデータによっても

現在のところ厳密に求めることは難しいのではないかと思っております」というお答えをいただいているんですが、証人の理解はこのとおりでよろしいんですか？

垣見 はい、そのとおりと理解しています。
(終り)

原告準備書面

(立地条件 七)

1998年5月1日提出

(要約 その1)

目次

第1章 序の結論：伊方沖断層の評価をめぐる判断が、本件の立地条件審査中の地震・断層審査の誤りを証明する要である

第2章 伊方沖の断層が「活断層」となる瞬間に、申請者と被告らが続けた大芝居が崩れ落ちる

第3章 最大加速度の計算に用いた震源深さは、伊方沖活断層を無視したもの

第4章 申請者は伊方沖断層を活断層と見ず、地震動の評価をしていない

第5章 本件の審査に用いられた地震地帯区分のタイプ分けには科学的根拠がない

第6章 伊方沖断層を正当に評価しないことを支え続けた根拠は、「ウソの音波情報」に隠れて分からぬ箇所を勝手に、「沖積層がある」と推定し、その上更に、「そこには断層は及んでいない」と推定を重ねたものだった

第1章 序の結論：伊方沖断層の評価をめぐる判断が、本件の立地条件審査中の地震・断層審査の誤りを証明する要である

はじめに

原子炉からの大量の放射性毒物の流出を防ぎ、その安全性を支える最終的保障は原子炉格納容器などが破損しないことにある。そして地震、地滑り、断層は、これら施設の大規模かつ同時的な破壊をもたらす最も重要な原因であり、地震国の中では特に立地の重要な条件である。たとえば、原子力委員会の立地審査指針にも「大きな事故の誘因となるような事象が過去になかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、被害を拡大するような事象も少ないと」明示されている。

被告も1978年9月4日提出の答弁書で「地震、地滑り、断層に関する事項が原子炉の立地の適合性の判断に際しての重要な要因であること、『原子炉立地審査指針およびその適用に関する判断のめやすについて』に、原告ら引用の記載があること」を認めた。

右のとおり、本件審査において、地震、地滑り、断層についての判断が、審査の重要事項であることは双方に争いがない。従って、申請者の四国電力が判断を誤ったまま申請を行い、その誤りを審査会が見直しも修正もさせず、そのまま認めて、原子力安全委員会に報告すれば、その報告は完全に誤ったものであり、従って、その報告を基になされた許可処分も誤りであることは明らかである。

阪神地震による5千人を超える犠牲者、高速道路や7万棟の家屋倒壊を忘れてはならない

今から3年前の1995年1月17日に、兵庫県南部を震源とする阪神地震が発生し、

5千人を超える人々が痛ましい犠牲となった。そして、この地震の発生によって、7万棟を超すビルや家屋が倒壊し、最新の設計技術で建設したと言われていた高速道路や新幹線の橋脚が無残に折れ曲がり、崩れ落ちた。

丁度、1年前の同日、米国のロサンゼルス北方のノースリッジを震源とする地震が発生し、高速道路が倒壊した時、日本の耐震工学や建築の専門家と称する人達は、こぞって「日本の耐震設計や建築技術は世界一であり、あんな倒壊事故は起きない」と豪語していたことは、原告を含めて、日本全国の人々が知っている周知の事実だった。日本列島では、これまで何回も発生しているクラスの阪神地震によって、その専門家たちの自信は高速道路と共に崩れ落ちた。

この阪神地震が、私たちにはっきりと教えたことは、地震、断層について、その実態と影響を軽視したり、把握しない結果は、この様に、恐るべき、そしてあまりに痛ましい結果となるということである。

一度原子炉の中の放射能が外部に出る事態となれば、原告のみならず、数百キロに広がる地域の人々と財産が破壊される。原子炉施設の多数の施設や機器が、同時に破壊されたり、機能が停止するという最も悲惨な状況を引き起こすものが、活断層の存在と、それが動いて発生する地震である。

地震、断層に対する審査事項が、審査の中で重要であること、その判断が誤っていれば、審査の誤りは重大であり、その誤りを基にした許可処分も、取り消しに値するということは、右に指摘した事による。

原告は、こうした認識と判断をもとに、訴状で、本件2号炉の炉心部に数本の破碎帶が確認されている上に、申請者の資料において、炉心位置を移動させることが適当との指摘がなされていることを示して、敷地地盤の劣悪さを指摘した。

そして、「2号炉敷地の至近距離に、大活断層の中央構造線が存在し、この中央構造線の位置や規模の確認の無い審査は、その名に値しない」と主張した。

敷地直近に存在することが明白な中央構造線及び中央構造線系の断層をどう把握しているか、その把握した規模をどう判断しているか、そして、その規模の断層が動けば、どれだけの地震動、すなわち、加速度が、2号炉敷地に発生するか、その加速度が、申請者が「これが敷地での最大の地震動」とした加速度を、「十分に下回っているかを確認」する事が、本件の申請が妥当であるかどうかを判断する要であることは、誰が考へても明白な事実である。

しかし、本件審査では、伊方沖の中央構造線と被告が主張する5キロから8キロ沖合にある活断層について、申請者は断層の規模（長さ、深さなど）と、それが動いた場合の地震のマグニチュード、そして、そのマグニチュードでは、本件敷地にどれくらいの地震動がくるのかについての評価も、申請書で全く示していない。

そして、本件審査を担当した原子炉安全専門審査会（以下、審査会と記す）も、最も重要な審査会の審査の結論である報告書に、「少なくとも最上位の堆積層の堆積以後の断層活動は認められない」との判断のみを示し